

発議第 1 号

庄原市議会委員会条例の一部を改正する条例案の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条及び庄原市議会会議規則（平成 17 年庄原市議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により、別紙のとおり条例案を提出する。

平成 28 年 3 月 25 日

提出者 議会運営委員会 委員長 岡 村 信 吉

庄原市議会議長 様

(提案理由)

庄原市行政組織条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管事項の改正を行おうとするものである。

## 庄原市議会委員会条例の一部を改正する条例

庄原市議会委員会条例（平成 17 年庄原市条例第 220 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「総務財政常任委員会」を「総務常任委員会」に改め、同項第 3 号中「産業建設常任委員会」を「企画建設常任委員会」に改める。

別表を次のように改める。

### 別表（第 2 条関係）

常任委員会の名称	所管
総務常任委員会	総務部、会計課、選挙管理委員会、監査委員事務局、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び議会事務局の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項
教育民生常任委員会	生活福祉部、教育委員会及び西城市民病院の所管に属する事項
企画建設常任委員会	企画振興部、環境建設部、農業委員会及び水道局の所管に属する事項
予算決算常任委員会	予算及び決算に関する事項

### 附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。